

老発 0330 第 13 号  
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「電子情報処理組織を使用した請求に関する厚生大臣が定める区分、事項及び方式並びに磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを用いた請求に関する厚生大臣が定める方式及び規格について」の一部改正について

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 52 号)による介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の一部改正及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」(平成 30 年厚生労働省令第 30 号)による介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成 12 年厚生省令第 20 号)の一部改正に伴い、「電子情報処理組織を使用した請求に関する厚生大臣が定める区分、事項及び方式並びに磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを用いた請求に関する厚生大臣が定める方式及び規格について」(平成 12 年 4 月 14 日付老発第 440 号)を「電子情報処理組織を使用した請求に関する厚生労働大臣が定める区分、事項及び方式並びに光ディスク又はフレキシブルディスクを用いた請求に関する厚生労働大臣が定める方式及び規格について」に変更するとともに、記載の一部を別紙のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内市町村を始め、国民健康保険団体連合会、事業者等に周知願いたい。

「電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生労働大臣が定める区分、事項及び方式並びに光ディスク又はフレキシブルディスクを用いた請求に関する厚生労働大臣が定める方式及び規格について」(平成12年4月14日老発第440号 厚生省老人保健福祉局長通知)の一部改正についての  
新旧対照表

(変更点は下線部)

改 正 前	改 正 後
<p>電子情報処理組織を使用した請求に関して<u>厚生大臣</u>が定める区分、事項及び方式並びに<u>磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスク</u>を用いた請求に関する<u>厚生大臣</u>が定める方式及び規格について</p> <p>「別紙」</p> <p>1 電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生労働大臣が定める区分、事項及び方式</p> <p>介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。)第2条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設又は指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は指定事業者若しくは総合事業受託者が電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生労働大臣が定める区分、事項及び方式を次のように定め、<u>平成27年4月1日</u>より適用する。</p> <p>(1) 厚生労働大臣が定める区分は、次のとおりとする。          指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者にあっては、請求省令附則第2条第3項の表の上欄第3項、第6項、第8項、第10項、第12項、第14項、第16項、第18項及び第22項に掲げる区分とし、指定居宅介護支援事業者にあっては、請求省令附則第2条第3項の表の上欄第19項及び第24項に掲げる区分とし、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者にあっては、請求省令附則第2条第3項の表の上欄第4項、第7項、第9項、第11項、第13項、第15項及び第17項に掲げる区分とし、指定介護予防支援事業者にあっては、請求省令附則第2条第3項の表の上欄第20項及び第24項に掲げる区分とする。</p>	<p>電子情報処理組織を使用した請求に関して<u>厚生労働大臣</u>が定める区分、事項及び方式並びに<u>光ディスク又はフレキシブルディスク</u>を用いた請求に関する<u>厚生労働大臣</u>が定める方式及び規格について</p> <p>「別紙」</p> <p>1 電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生労働大臣が定める区分、事項及び方式</p> <p>介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。)第2条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設又は指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は指定事業者若しくは総合事業受託者が電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生労働大臣が定める区分、事項及び方式を次のように定め、<u>平成30年4月1日</u>より適用する。</p> <p>(1) 厚生労働大臣が定める区分は、次のとおりとする。          指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者にあっては、請求省令附則第2条第3項の表の上欄第3項、第6項、第8項、第10項、第12項、第14項、第16項、第18項、<u>第20項及び第24項</u>に掲げる区分とし、指定居宅介護支援事業者にあっては、請求省令附則第2条第3項の表の上欄第21項及び第27項に掲げる区分とし、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者にあっては、請求省令附則第2条第3項の表の上欄第4項、第7項、第9項、第11項、第13項、第15項、<u>第17項及び第19項</u>に掲げる区分とし、指定介護予防支援事業者にあっては、請求省令附則第2条第3項の表の上欄第22項及び第27項に掲げる区分とする。</p>

(2) 厚生労働大臣が定める事項及び方式は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定事業者又は総合事業受託者にあっては、インターフェース仕様書サービス事業所編による「伝送」に係る入力情報及び入力方式によるものとし、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定事業者又は総合事業受託者にあっては、インターフェース仕様書居宅介護支援事業所編による「伝送」に係る入力情報及び入力方式によるものとする。

なお、「伝送」による請求をインターネットによって行うときは、その請求が真に名義人によってなされたものであるかを確認するため、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定事業者又は総合事業受託者が保持する証明書により、電子署名及び認定業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく電子署名を行い、その電子証明書を添付することとする。電子署名及び電子証明書については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成25年12月24日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により示された伝送システム仕様書（インターネット編）による方式とする。

## 2 磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを用いた請求に関して厚生労働大臣が定める方式及び規格

請求省令第2条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定事業者又は総合事業受託者が磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを使用した請求に関して厚生労働大臣が定める方式及び規格を次のように定め、平成27年4月1日より適用する。

(1) 厚生労働大臣が定める方式は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業

(2) 厚生労働大臣が定める事項及び方式は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定事業者又は総合事業受託者にあっては、インターフェース仕様書サービス事業所編による「伝送」に係る入力情報及び入力方式によるものとし、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定事業者又は総合事業受託者にあっては、インターフェース仕様書居宅介護支援事業所編による「伝送」に係る入力情報及び入力方式によるものとする。

なお、「伝送」による請求はインターネットによって行うものとするが、その請求が真に名義人によってなされたものであるかを確認するため、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定事業者又は総合事業受託者が保持する証明書により、電子署名及び認定業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく電子署名を行い、その電子証明書を添付することとする。電子署名及び電子証明書については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成25年12月24日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により示された伝送システム仕様書（インターネット編）による方式とする。

## 2 光ディスク又はフレキシブルディスクを用いた請求に関して厚生労働大臣が定める方式及び規格

請求省令第2条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定事業者又は総合事業受託者が光ディスク又はフレキシブルディスクを使用した請求に関して厚生労働大臣が定める方式及び規格を次のように定め、平成30年4月1日より適用する。

(1) 厚生労働大臣が定める方式は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業

者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定事業者又は総合事業受託者にあっては、インターフェース仕様書サービス事業所編による「磁気」に係る入力情報及び記録方式によるものとし、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定事業者又は総合事業受託者にあっては、インターフェース仕様書居宅介護支援事業所編による「磁気」に係る入力情報及び記録方式によるものとする。

- (2) 厚生労働大臣が定める規格は、次のとおりとする。  
インターフェース仕様書共通編「1. 2 インタフェース仕様 1. 2  
. 1 交換情報の仕様(1) 媒体仕様 ② MT ③ MO、CD-R及びフレキシブルディスク」に規定する規格とする。

者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定事業者又は総合事業受託者にあっては、インターフェース仕様書サービス事業所編による「磁気」に係る入力情報及び記録方式によるものとし、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定事業者又は総合事業受託者にあっては、インターフェース仕様書居宅介護支援事業所編による「磁気」に係る入力情報及び記録方式によるものとする。

- (2) 厚生労働大臣が定める規格は、次のとおりとする。  
インターフェース仕様書共通編「1. 2 インタフェース仕様 1. 2  
. 1 交換情報の仕様(1) 媒体仕様 ③ MO、CD-R及びフレキシブルディスク」に規定する規格とする。